

治療用子供眼鏡の保険適用・助成金について

弱視、斜視等、治療用子供眼鏡の作製費用（最大で 38,902 円）給付される場合があります。

対象

対象年齢	9 歳未満の被扶養者
給付対象	弱視・斜視および先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡およびコンタクトレンズの作成費用

給付額

未就学児	健康保険から 8 割給付、公費から 2 割給付
小学生 (9 歳未満)	健康保険から 7 割給付、公費から 3 割給付

子供眼鏡の場合、購入金額 38,902 円が上限となります。

【例】

眼鏡購入 30,000 円の場合…

$30,000 \text{円} \times 0.7 = 21,000 \text{円}$ (健康保険より給付)

$30,000 \text{円} \times 0.3 = 9,000 \text{円}$ (公費より給付)

給付合計 30,000 円

眼鏡の購入金額 50,000 円の場合…

$38,902 \text{円} \times 0.7 = 27,231 \text{円}$ (健康保険より給付)

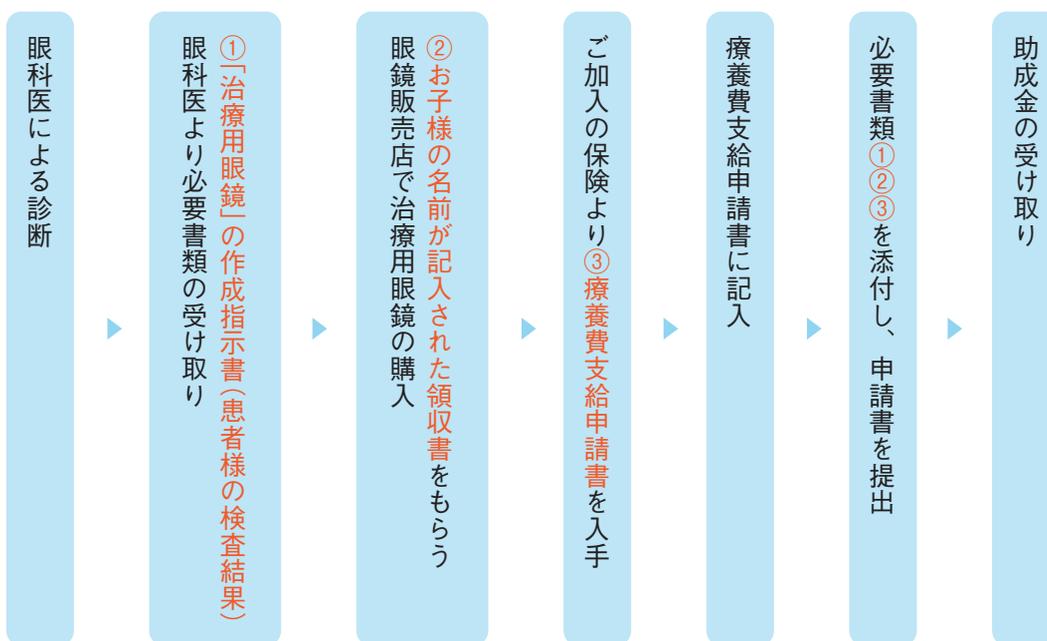
$38,902 \text{円} \times 0.3 = 11,671 \text{円}$ (公費より給付)

給付合計 38,902 円

更新について

5 歳未満	更新前の装着期間が 1 年以上あること
5 歳以上	更新前の装着期間が 2 年以上あること

保険申請方法・流れ



公費からの給付 (乳幼児医療費助成) について

公費(乳幼児医療など)の対象のお子様の場合、購入金額と給付額の差額分についても市町村から療養費の支給を受けることができます。

※各市町村により、対象年齢や所得制限の有無などが異なります。

※詳細は各自治体の子育て支援課等にお尋ねください。